

共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（新）	共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（旧）
<p data-bbox="241 204 949 236">共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）</p> <p data-bbox="757 252 1115 331">平成27年 3月18日制定 （中略）</p> <p data-bbox="757 347 1115 379">2023年 3月31日改正</p> <p data-bbox="757 395 1115 427"><u>2023年 9月29日改正</u></p> <p data-bbox="107 544 322 576">（目次）（略）</p> <p data-bbox="91 639 1021 671">1. 共同研究契約標準契約書雛型（大学・国立研究開発法人等用）（略）</p> <p data-bbox="91 735 770 767">2. 共同研究契約約款（大学・国立研究開発法人等用）</p> <p data-bbox="107 783 286 815">（1）約款本文</p> <p data-bbox="91 831 461 863">第1条 ～ 第32条（略）</p> <p data-bbox="107 927 349 959">（知的財産権の帰属）</p> <p data-bbox="91 975 203 1007">第33条</p> <p data-bbox="91 1023 434 1054">第1項 ～ 第2項（略）</p> <p data-bbox="91 1070 853 1102">3 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p data-bbox="129 1118 479 1150">第一号 ～ 第三号（略）</p> <p data-bbox="129 1166 1115 1437">四 当該知的財産権の移転（<u>第31条の6第1項に規定する持分の放棄を除く。</u> <u>以下この号において同じ。</u>）、又は特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）又は回路配置利用権若しくは育成者権についての専用利用権（以下「専用実施権等」という。）の設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けるものとする。ただし、合併又は分割により移転する場合、及び次のいずれかに該当する</p>	<p data-bbox="1294 204 2002 236">共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）</p> <p data-bbox="1809 252 2168 331">平成27年 3月18日制定 （中略）</p> <p data-bbox="1809 347 2168 379">2023年 3月31日改正</p> <p data-bbox="1160 544 1375 576">（目次）（略）</p> <p data-bbox="1144 639 2074 671">1. 共同研究契約標準契約書雛型（大学・国立研究開発法人等用）（略）</p> <p data-bbox="1144 735 1823 767">2. 共同研究契約約款（大学・国立研究開発法人等用）</p> <p data-bbox="1160 783 1339 815">（1）約款本文</p> <p data-bbox="1144 831 1516 863">第1条 ～ 第32条（略）</p> <p data-bbox="1160 927 1402 959">（知的財産権の帰属）</p> <p data-bbox="1144 975 1256 1007">第33条</p> <p data-bbox="1144 1023 1487 1054">第1項 ～ 第2項（略）</p> <p data-bbox="1144 1070 1906 1102">3 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p data-bbox="1182 1118 1532 1150">第一号 ～ 第三号（略）</p> <p data-bbox="1182 1166 2177 1437">四 当該知的財産権の移転、又は特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）又は回路配置利用権若しくは育成者権についての専用利用権（以下「専用実施権等」という。）の設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けるものとする。ただし、合併又は分割により移転する場合、及び次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。</p>

共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（新）	共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（旧）
<p>場合は、この限りではない。</p> <p>イ ～ ハ （略）</p> <p>第五号 （略）</p> <p>第4項 （略）</p> <p>5 乙は、第1項の知的財産権を第三者に移転又は利用許諾する場合は、第3項及び第4項、第33条の3、第33条の4、第33条の5、<u>第33条の6</u>、第34条、第35条並びに第36条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。</p> <p>第6項 （略）</p> <p>第33条の2 （略）</p> <p>（知的財産権の移転等の承認）</p> <p>第33条の3 乙は、委託業務に係る知的財産権に関し、甲以外の第三者に移転する場合は、第33条第3項第四号ただし書の場合<u>及び第33条の6第1項に規定する持分の放棄により移転する場合</u>を除き、甲が別に定める知的財産権移転承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>第2項 ～ 第4項 （略）</p> <p>第33条の4 ～ 第33条の5 （略）</p> <p><u>（共有の知的財産権の持分放棄の届出）</u></p> <p><u>第33条の6 乙は、委託業務の成果に係る他者と共有の知的財産権に関し、自己の持分（以下「持分」という。）を放棄する場合は、持分の放棄を行う前に、甲が別に定める知的財産権持分放棄届出書を甲に提出するものとする。</u></p> <p><u>2 前項の届出書の提出に際して、甲が当該知的財産権について再実施権付き通常</u></p>	<p>イ ～ ハ （略）</p> <p>第五号 （略）</p> <p>第4項 （略）</p> <p>5 乙は、第1項の知的財産権を第三者に移転又は利用許諾する場合は、第3項及び第4項、第33条の3、第33条の4、第33条の5、第34条、第35条並びに第36条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。</p> <p>第6項 （略）</p> <p>第33条の2 （略）</p> <p>（知的財産権の移転等の承認）</p> <p>第33条の3 乙は、委託業務に係る知的財産権に関し、甲以外の第三者に移転する場合は、第33条第3項第四号ただし書の場合を除き、甲が別に定める知的財産権移転承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>第2項 ～ 第4項 （略）</p> <p>第33条の4 ～ 第33条の5 （略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（新）	共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（旧）
<p data-bbox="118 212 1117 292"><u>実施権を要求する場合、乙は、他の共有者の同意を得た上で、甲に対して無償で許諾しなければならない。</u></p> <p data-bbox="91 309 1117 389"><u>3 乙は、前項により再実施権付き通常実施権を許諾した場合には、当該通常実施権の行使に支障を与えないように、持分の承継者に約させねばならない。</u></p> <p data-bbox="91 406 1117 486"><u>4 乙が前3項の定めに違反したることについて、正当な理由がないと甲が認める場合、持分は無償で甲に譲り渡されるものとする。</u></p> <p data-bbox="87 549 297 580">第34条 （略）</p> <p data-bbox="103 646 351 678">（出願後の状況通知）</p> <p data-bbox="87 695 203 727">第35条</p> <p data-bbox="87 745 434 777">第1項 ～ 第2項 （略）</p> <p data-bbox="91 794 1117 1018">3 乙は、委託業務に係る知的財産権を移転（<u>第33条の6第1項に規定する持分の放棄によるもの及び</u>次項に規定するものを除く。）したときは、移転の事実が確認できる書類の写しを添付して、甲が別に定める知的財産権移転通知書1通を移転を行った日から60日以内（ただし、外国の場合は90日以内。）に甲に提出するものとする。</p> <p data-bbox="87 1035 271 1067">第4項 （略）</p> <p data-bbox="87 1131 495 1163">第36条 ～ 第56条 （略）</p> <p data-bbox="87 1228 297 1260">特記事項 （略）</p> <p data-bbox="170 1326 259 1358">附 則</p> <p data-bbox="118 1375 1099 1449">1. この標準契約書は、平成27年3月18日から施行し、平成27年度事業から適用する。</p>	<p data-bbox="1144 549 1355 580">第34条 （略）</p> <p data-bbox="1160 646 1408 678">（出願後の状況通知）</p> <p data-bbox="1144 695 1261 727">第35条</p> <p data-bbox="1144 745 1491 777">第1項 ～ 第2項 （略）</p> <p data-bbox="1149 794 2175 970">3 乙は、委託業務に係る知的財産権を移転（次項に規定するものを除く。）したときは、移転の事実が確認できる書類の写しを添付して、甲が別に定める知的財産権移転通知書1通を移転を行った日から60日以内（ただし、外国の場合は90日以内。）に甲に提出するものとする。</p> <p data-bbox="1144 1035 1328 1067">第4項 （略）</p> <p data-bbox="1144 1131 1552 1163">第36条 ～ 第56条 （略）</p> <p data-bbox="1144 1228 1355 1260">特記事項 （略）</p> <p data-bbox="1227 1326 1317 1358">附 則</p> <p data-bbox="1176 1375 2157 1449">1. この標準契約書は、平成27年3月18日から施行し、平成27年度事業から適用する。</p>

共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（新）	共同研究契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（旧）
<p>2. この標準約款は、国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学、高等専門学校並びに国立研究開発法人及び独立行政法人に適用する。</p> <p>（中略）</p> <p>附 則</p> <p>1. この標準契約書は、2023年4月1日から施行し2023年度事業から適用する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1. この標準契約書は、2023年10月1日から施行し2023年度事業から適用する。</u></p> <p><u>2. ただし、改正後の約款第33条第3項第四号及び第5項、第33条の3第1項、第33条の6並びに第35条第3項の規定は、2015年3月18日（平成27年3月18日）以降に締結した2015年度事業（平成27年度事業）から適用する。</u></p> <p>（2）様式</p> <p>様式第1 ～ 様式第4 （略）</p> <p><u>様式第5-1 支払請求書</u></p> <p>様式第5-2 ～ 様式第18 （略）</p> <p>（3）共同研究契約約款別表 （略）</p> <p>（4）共同研究費積算基準 （略）</p>	<p>2. この標準約款は、国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学、高等専門学校並びに国立研究開発法人及び独立行政法人に適用する。</p> <p>（中略）</p> <p>附 則</p> <p>1. この標準契約書は、2023年4月1日から施行し2023年度事業から適用する。</p> <p>（2）様式</p> <p>様式第1 ～ 様式第4 （略）</p> <p><u>様式第5-1 支払請求書</u></p> <p>様式第5-2 ～ 様式第18 （略）</p> <p>（3）共同研究契約約款別表 （略）</p> <p>（4）共同研究費積算基準 （略）</p>